

# 野洲市 都市計画マスタープラン (案)

〔野洲市の都市計画に関する基本的な方針〕

平成25年3月

野 洲 市



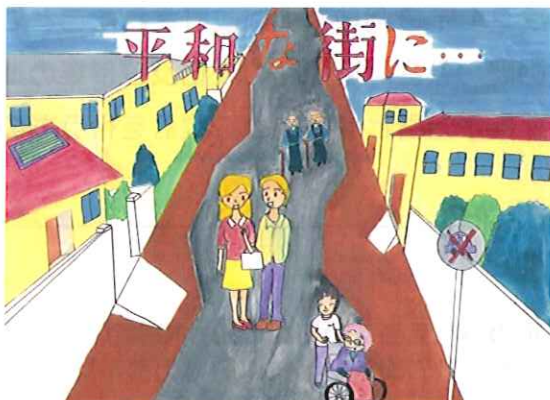
# 目 次

はじめに	1
第1章 都市の概況	7
第2章 都市づくりの課題	19
第3章 都市づくりの理念と目標	25
第4章 都市づくりの方針	33
第5章 地域別構想	57
第6章 実現化方策	97
参考資料	113

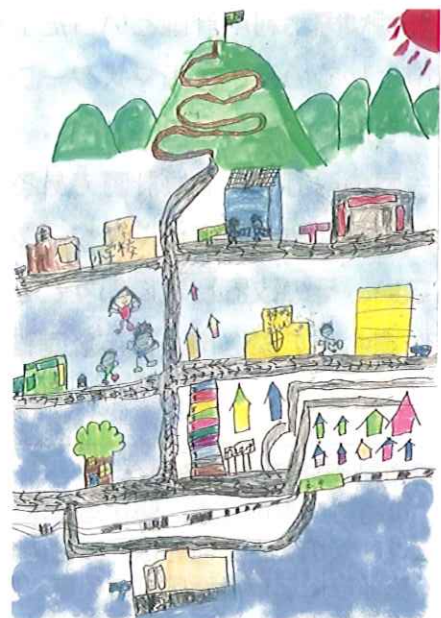
平成19年3月策定時～未来の野洲市～（作文）	24、32、112
平成19年3月策定時～未来の野洲市～（ポスター）	各章の中表紙



# はじめに



“平和な街に”  
中学校3年 近藤 由菜さん



“未来のまち”  
小学校3年 中山 弘太郎さん

※平成 19 年 3 月策定時 “未来の野洲市” 作品募集 入選作品より

# はじめに

## 1. 都市計画マスタープランの背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、平成 4 年の都市計画法の改正により創設されたものです。

都市計画マスタープランは、それ自体では私権を制限しない非拘束的なマスタープランであり、市町村レベルの具体的な都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担っています。

都市計画マスタープランの創設の背景としては、市民の理解と参加を前提とした「地域に密着したマスタープランの必要性」「市町村による都市計画のマスタープランへの位置づけの必要性」等があげられます。都市計画マスタープランは、市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく定めるものです。

野洲市域では、平成 8 年に旧中主町が、平成 11 年に旧野洲町が都市計画マスタープランを策定した後、平成 16 年 10 月 1 日、旧両町が合併して野洲市が誕生し、総合計画や国土利用計画といった上位計画に即しつつ、旧町のまちづくりを受け継いだ新市としての都市計画マスタープランを平成 19 年 3 月に策定して、計画的なまちづくりを進めてきました。

今回の改訂は、上位計画である第 1 次野洲市総合計画（平成 24 年 4 月改訂）及び大津湖南都市計画区域マスタープラン（平成 24 年 3 月改訂）が改訂されたこととともない、その改訂事項に即すとともに、この間の社会経済情勢の変化及び事業の進捗等に適合した野洲市の都市計画に関する基本的な方針とするために改訂を行うものです。

### 都市計画法第 18 条の 2

#### 市町村の都市計画に関する基本的な方針

法 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



## 2. 都市計画マスタープランの位置づけ

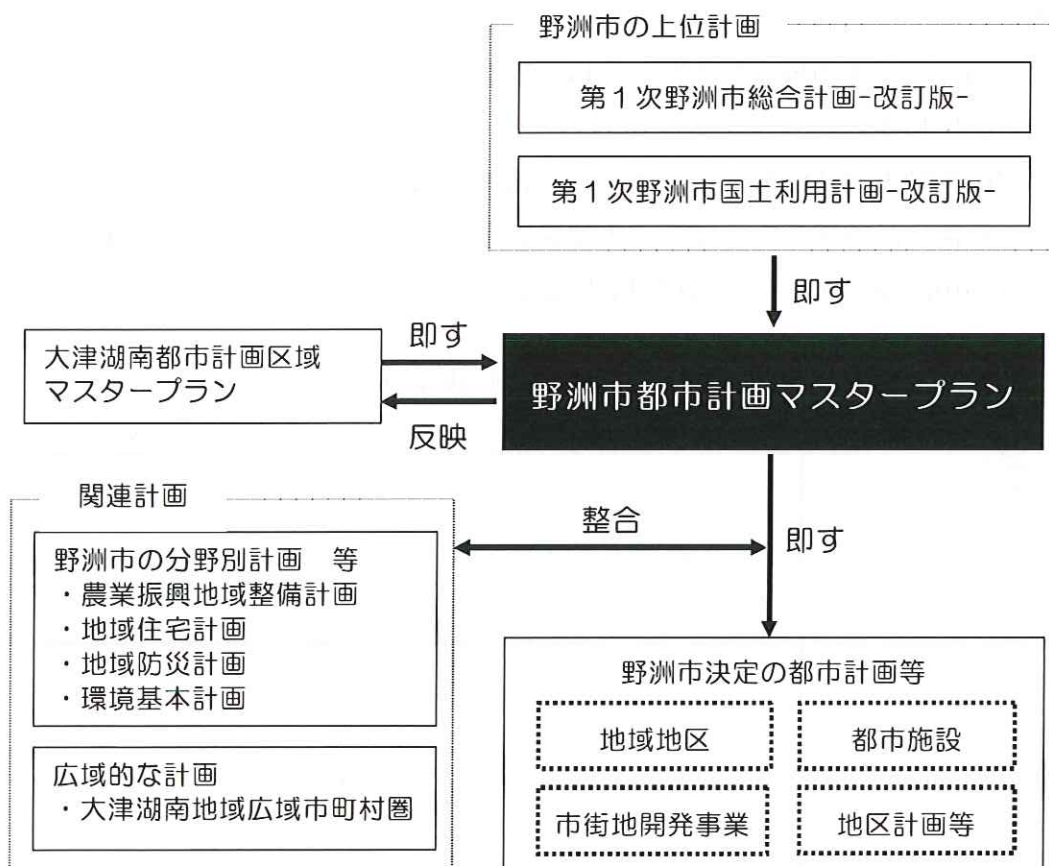
### (1) 上位・関連計画からの位置づけ

野洲市都市計画マスタープランは、第1次野洲市総合計画-改訂版-（平成24年4月改訂）や第1次野洲市国土利用計画-改訂版-（平成25年3月改訂）、滋賀県が策定する大津湖南都市計画区域マスタープラン（平成24年3月改訂）などに即し、野洲市の都市計画の方針を定めるものです。

また、これらの計画のほか、関連する各種計画の内容と整合を図りつつ策定する必要があります。

大津湖南都市計画区域マスタープランは、滋賀県が一つの市域を越える広域的な見地から、主として広域的な都市計画の基本的な方針を定めるものです。これに対し、野洲市都市計画マスタープランは、広域的な位置づけを踏まえつつ、より地域に密着した見地から都市の現況や課題及び住民意見等を踏まえて策定するものです。

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を展望し、具体的な整備については概ね10年程度で目標を設定します。ただし、他の上位・関連計画と期間を合わせていくことも考えられるため、本計画においては、第1次野洲市総合計画-改訂版-や第1次野洲市国土利用計画-改訂版-の目標年次と整合を図り、平成32年をめざした計画とします。



【野洲市都市計画マスタープランの位置づけ】

## (2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、それ自体は私権である土地所有権への制約を課さない性質のものであります。このため厳密かつ即地的な計画内容を示すものではありません。野洲市における都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をできるだけきめ細かく定めることから、市民・企業・行政などがこれらのビジョンを共有し、これを実現する手法の一つである都市計画（土地利用にかかわる規制・誘導、都市施設にかかわる事業等）の総合的な指針となるものといえます。

都市計画マスタープランの果たす主な役割は、次のとおりです。

### ①都市の将来像の明示

野洲市全体及び日常の生活圏を基本とした地域別の将来像等を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

### ②市町村が定める都市計画の方針

将来像を実現する手法の一つとして、野洲市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

### ③都市計画の総合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

### ④市民の理解と具体的な都市計画の合意形成の円滑化

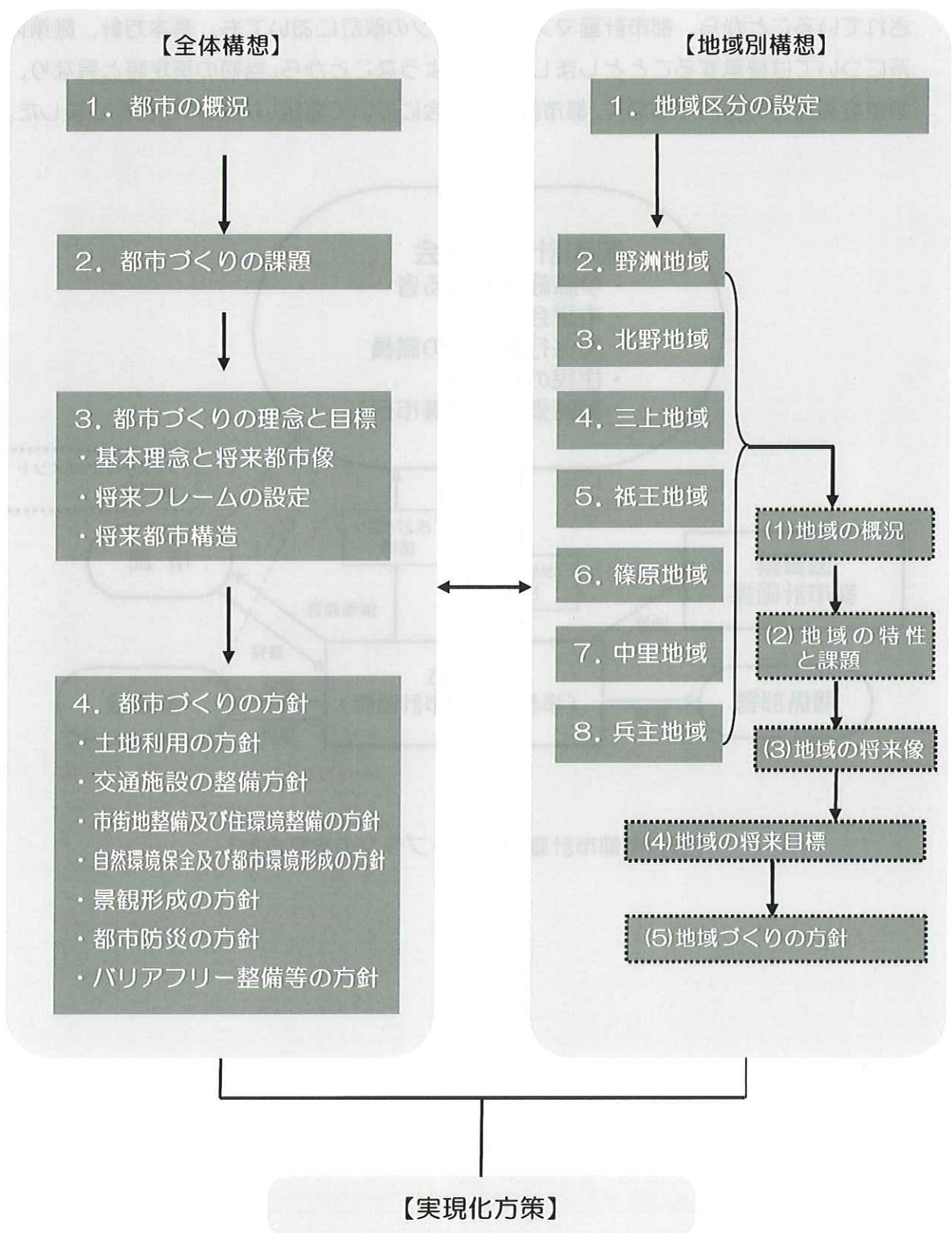
市民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体的な都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

【都市計画の構成】

		土地利用	都市施設
将来ビジョンの設定	計 画	・都市計画マスタープラン 等	
	実現するための手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）</li> <li>・地域地区（用途地域等）等</li> </ul>	
		・地区計画等	
	事業的手法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路</li> <li>・都市公園</li> <li>・公共下水道 等</li> </ul>
		・市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業 等）	



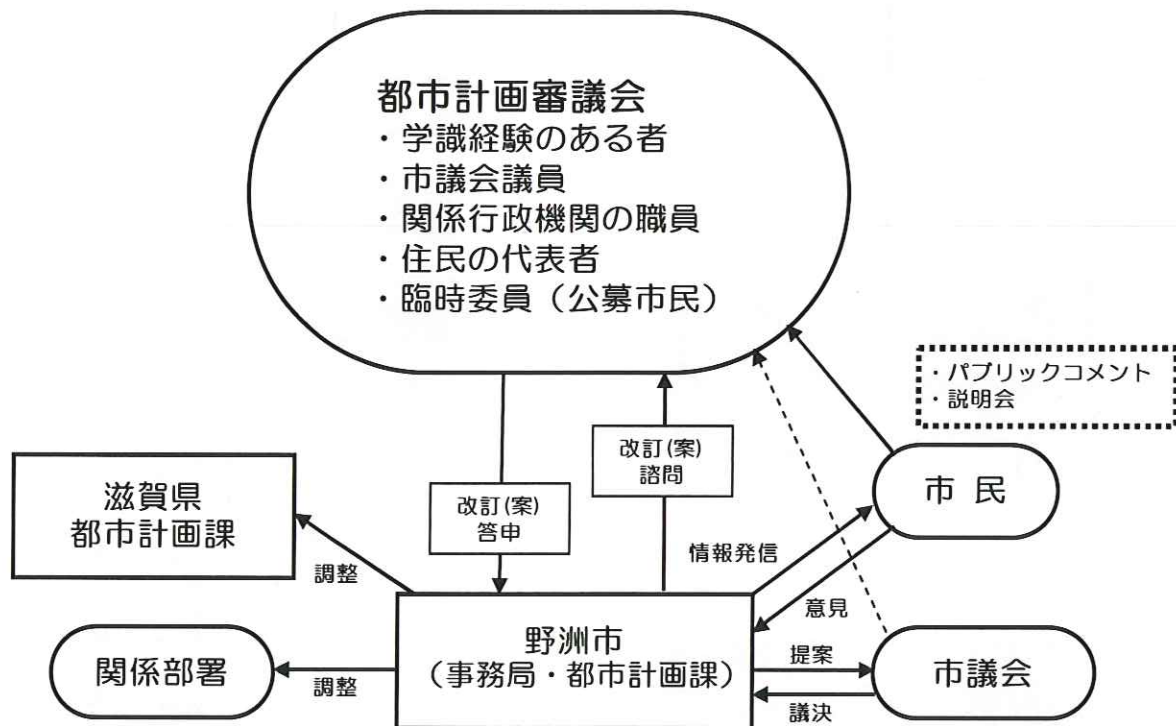
### 3. 都市計画マスタープランの構成



【野洲市都市計画マスタープランの構成】

## 4. 都市計画マスタープランの策定体制

第1次野洲市総合計画-改訂版-は、基本的に計画の大きな方向性や施策体系が継承されていることから、都市計画マスタープランの改訂においても、基本方針、施策体系については継承することとしました。このようなことから、当初の策定時と異なり、策定委員会での検討ではなく、都市計画審議会において審議いただくこととしました。



【野洲市都市計画マスタープランの改訂体制】